

## 花巻市建築物等木材利用促進基本方針



### 第1 目的

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、岩手県県産木材等利用促進基本計画及び同行動計画に即し、「花巻市建築物等木材利用促進基本方針」を定め、健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的とする。

### 第2 建築物等における木材の利用促進の意義と効果

建築物等において、木材の利用を拡大することは、地域の林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域の経済の活性化にも資するものである。

公共建築物は多くの市民が利用する施設であり、木造化・内装等の木質化を図ることにより、市民に対して「木との触れ合い」、「木の良さを実感する」機会を広く提供することが可能となる。

また、近年は、木造建築物に関する耐震性能や防耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等が進み、建築物において木材を利用できる環境が整いつつある。

このような状況から、市が整備する公共建築物のみならず、民間建築物を含め建築物全体における木材の利用を促進することは、木材需要の拡大という直接的な効果はもとより、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現、快適な生活空間の形成等に大きく貢献することが期待される。

### 第3 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

#### 1 木材の利用を促進する建築物

木材利用を促進する建築物は、法第 2 条第 1 項に規定する建築物とし、市が木材利用に取り組む公共建築物は、法第 2 条第 2 項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物とする。

#### 2 建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的方向

##### (1) 公共建築物等における木材利用の促進

##### ① 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

広く市民に利用される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院又は診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）、その他の施設については、可能な限り木材の利用に取り組む。

##### ② 市以外の者が整備する①に準ずる建築物

市以外の者が整備する①に準ずる公共性の高い建築物については、市は可能な限り木材が利用されるよう働きかける。

### ③ 建築物以外の木材利用の促進

公共建築物で使用される備品等について、機能上支障のないものは、木材を原材料とするものの利用を促進するほか、建築物に設置する設備については木質バイオマスを燃料とする機器等の導入も併せて促進する。

また、公共工事における木材利用を促進するため、土木資材についても可能な限り木材を利用する。

### (2) 民間事業者が整備する建築物

市は、民間事業者が整備する建築物について、可能な限り木材が利用されるよう岩手県、花巻市木材利用促進協議会と連携し、木材の調達に関わる情報や木材の利用に関する専門的な知見の提供を受け、木材の利用推進に関する情報発信に努める。

### (3) 木材利用の促進の普及啓発

市は、木材の利用について市民の関心と理解を深めるため、関係団体等と連携し、木材利用促進月間（毎年 10 月）においては、木材の良さや木材利用の意義について情報発信等に取り組むよう努める。

## 第4 市が整備する公共建築物における木材の利用目標

### 1 第3の2(1)①及び②の木材利用を促進すべき公共建築物のうち、低層の公共建築物(※)

について、新築・増築又は改築を行う場合は、次の(1)及び(2)に掲げる場合を除き、可能な限り木造化を図ることを目標とする。

- (1) 建築基準法その他の法令に基づく基準において、耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められている建築物
- (2) 当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断される建築物

### 2 内装等の木質化を図ることが可能な部分については、状況に応じ木質化を推進する。

### 3 公共建築物において利用する木材は、原則として市内産の地域材の利用に努める。

ただし、市内産の地域材の利用ができない場合には、運送費等建材調達費が高額とならない範囲で、県内産の地域材等の利用を検討する。

(※)「低層の公共建築物」とは、3階建て以下（高さ 16m以下かつ延床面積 3,000 ㎡以下）の庁舎、2階建て以下（高さ 16m以下かつ延床面積 3,000 ㎡以下）の学校、社会福祉施設、社会教育施設等をいう。

## 第5 建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の適切な供給の確保を図るため、行政や関係者（森林所有者、林業従事者、森林組合、木材加工業者等）が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約等による林業の生産性の向上に努めるとともに、市内での木材加工・流通施設整備や未利用木材の木質バイオマス等への活用に対する支援を検討する。

## 第6 その他の事項

### 1 市が整備する公共建築物等の整備において費用面等で考慮すべき事項

市が整備する公共建築物等の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建築費用の低減に努める。

また、公共建築物等を市が整備するに当たり、建設自体に伴う費用にとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等の費用についても考慮した上で木材の利用に努める。

### 2 建築物等における木材利用の推進体制

行政機関、林業・木材産業等の関係団体は、建築物等における木材利用の促進を効果的に進めていくため、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報収集・提供を行い、必要に応じて木材利用推進に関する会議を開催し、取組の強化に努める。

### 3 公共建築物等における木材の利用の促進体制等

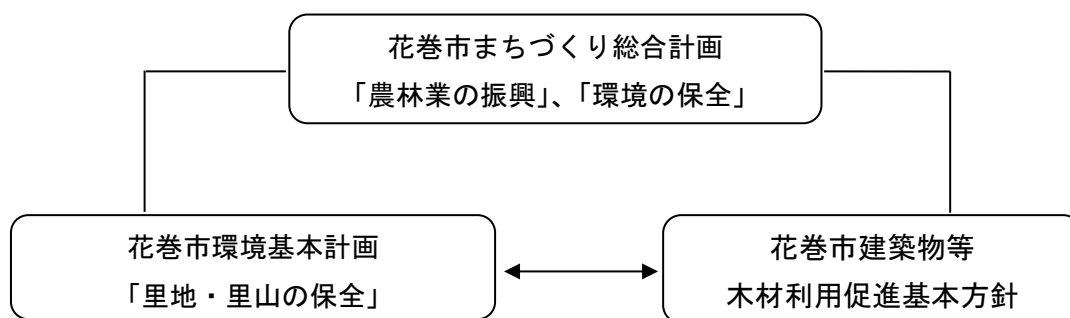
(1) 庁内に「花巻市木材利用促進会議」を設置し、木材利用推進のため、次の役割を担う。

- ① 公共建築物等における木材の毎年度の利用計画の策定と実施
- ② 公共建築物等における木材利用状況の把握と実施結果の検証・公表
- ③ その他、公共建築物等における木材の利用促進に関する事項
- ④ 本会議は、毎年度4月及び必要に応じて開催する。

(2) 庁内における木材の利用計画を、森林組合、林業従事者、木材加工業者等に情報提供し、木材の供給について協力を求める。

### 4 その他関連施策との連携

本方針は、健全な森林の育成、循環型社会の構築、地球環境の保全、林業・木材産業の振興に資することを目的としていることから、「花巻市まちづくり総合計画」の「農林業の振興」、「環境の保全」の政策の推進、「花巻市環境基本計画」の「自然を守り、自然と共に暮らす」ための「里地・里山の保全」の推進に寄与する。



#### 附 則

この基本方針は、平成25年8月9日より施行する。

#### 附 則

この基本方針は、令和6年11月12日より施行する。